

プロポーザルの実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学創立10周年・創基56周年記念誌制作業務の受託者を決定するため、次のとおりプロポーザルを行う。

平成31年2月8日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 提案を公募する業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人新潟県立大学創立10周年・創基56周年記念誌制作業務

(2) 業務内容の仕様等

「公立大学法人新潟県立大学創立10周年・創基56周年記念誌制作業務委託仕様書」による。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から2019年10月10日（木）まで。

(4) 委託料の見積上限額

予算上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務局

新潟県立大学総務財務部総務課（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 応募資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（被保佐人、被補助人及び未成年者が必要な同意を得ている場合を除く。）でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。

(4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を代理人として使用する者でないこと。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 過去5年間（平成26年4月1日から公告日までの間）に、国、地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人の発注に係る印刷物制作業務（冊子・チラシ制作等）の請負契約を締結し、これらを誠実に履行完了した者であること。

(8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の公表

(1) 公表場所

新潟県立大学ホームページ

(2) 問い合わせ先

新潟県立大学総務財務部総務課 TEL 025-270-1300

4 参加表明の方法

(1) 提出書類

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(2) 提出方法

持参（土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分）又は書留による郵送。

(3) 提出期限

平成31年2月21日（木）午後5時15分必着。

(4) 提出先

新潟県立大学総務財務部総務課

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

5 質問の受付及び回答

(1) 質問提出方法

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(2) 質問受付期限

平成31年2月15日（金）午後5時15分まで。

(3) 回答方法

平成31年2月19日（火）までに全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、本学のホームページに掲載する。ただし、質問内容によって、本公募による選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

以下のア～ウを提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）

「公募型プロポーザル実施要領」による。

イ 参考見積書（様式任意）

ウ 本業務に係る実施体制（人的配置等がわかるもの。様式任意）

(2) 提出方法

4(2)に同じ。

(3) 提出期限

平成31年2月26日（火）午後5時15分まで。

(4) 提出先

4(4)に同じ。

(5) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

7 選定方針等

(1) 選定方針

委託業者の選定は、創立10周年記念誌編纂委員会（以下「審査委員会」という。）で提出書類及びプレゼンテーションについて審査を行い、提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し、決定する。なお、応募者が多数の場合、書類審査で4社程度に絞込みを行った上で、プレゼンテーションを行う。

(2) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションによる。

(3) 評価基準

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(4) 選定結果

審査委員会の審査結果は、全ての参加者に通知する。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

平成31年3月上旬 詳細については、別途参加者に通知する。

(2) 実施場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

(3) 持ち時間

説明15分、質疑応答10分、計25分以内。

(4) 出席者

3人以内。

(5) その他

プレゼンテーション用機材は参加者で用意すること。ただし、液晶プロジェクタ及び電源は本学で準備す

る。

9 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て決定された業者と交渉の上、随意契約を行う。なお、契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、選定結果により次点となった者と契約の交渉を行う。

(2) 契約締結に係る業務内容

決定業者から本プロポーザルにおいて示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とする。

(3) 契約金額

決定業者から本プロポーザルにおいて示された参考見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む）を基本とする。

10 その他

(1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 虚偽の内容が記載されている場合。

ウ その他、審査委員会において不相当と認められた場合。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後における提出書類の提出、再提出又は差し替えは認めない。

ウ 提出書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。

エ 提出された参加表明書、質問書及び応募書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。

オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(4) 選定の結果についての異議申立ては受け付けません。

(5) その他詳細は、「公募型プロポーザル実施要領」等による。